

『京信カードローンカード規定』

第1条（ローンカードの発行）

- 1.各種カードローン契約に基づき、当金庫は当座貸越専用口座（以下「カードローン口座」といいます。）および当座貸越元利金返済用預金口座（以下「返済口座」といいます。）について利用できる、京信キャッシュカード【カードローン用】（以下「ローンカード」といいます。）を発行いたします。
- 2.京信キャッシュカード【カードローン用】は返済口座が普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）の場合に発行いたします。

第2条（ローンカードの利用）

- 1.ローンカードはカードローン口座について、次の場合に利用することができます。この場合は、ローンカードのローン用磁気ストライプをご利用ください。
 - ①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座貸越金の任意返済を行う場合（以下「カードローン口座への入金」といいます。）。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機でのご利用に限りします。
 - ②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの当座貸越を受ける場合（以下「払戻し」といいます。）。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の支払機でのご利用に限りします。
 - ③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫および提携信用金庫の振込機でのご利用に限りします。
 - ④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用してカードローン口座の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機または支払機のご利用に限りします。
 - ⑤その他、当金庫所定の取引、サービス等についてご利用できます。

第3条（預金機によるカードローン口座への入金）

- 1.預金機を使用してカードローン口座へ入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカード表面記載の「ローン」の矢印方向にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2.預金機によるカードローン口座への入金は、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条（支払機による払戻し）

- 1.支払機を使用して払戻しする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカード表面記載の「ローン」の矢印方向にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、カードローン貸越請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
- 2.支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払

提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しおよび1ヵ月あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

- 3.前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しまたは1ヵ月あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、支払提携先の支払機による払戻しの限度額については、その届出の金額以下になる場合があります。
- 4.支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻しことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第5条（振込機による振込）

- 1.振込機を使用して振込資金を振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカード表面記載の「ローン」の矢印方向にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2.前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込および1ヵ月あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- 3.前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込または1ヵ月あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、振込提携先の振込機による振込の限度額については、その届出の金額以下になる場合があります。

第6条（自動機利用手数料等）

- 1.預金機を使用してカードローン口座への入金をする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- 2.支払機または振込機を使用して払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- 3.自動機利用手数料はカードローン口座への入金および払戻し時に払戻請求書なしで、当該カードローン口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- 4.振込手数料は、振込資金の払戻し時に払戻請求書なしで当該カードローン口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第7条（代理人によるカードローン口座への入金・払戻しおよび振込）

- 1.代理人（1名に限ります。）によるカードローン口座への入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人（法人のお客様は代表者。以下第2項において同じ。）から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのローンカードを発行します。ただし、個人のお客様の場合、代理人は本人と生計をともにする成人親族に限ります。
- 2.代理人ローンカードで利用できる取引の範囲は、暗証番号の届出時に指定された範囲とします。なお、この範囲を変更する場合は、本人から書面によって当店に届出てください。
- 3.代理人ローンカードの利用についても、この規定を適用します。

第8条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- 1.停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でローンカード

によりカードローン口座への入金をすることができます。

2. 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しをすることができます。
3. 前記第1項、第2項によるカードローン口座への入金および払戻しをする場合には、ローンカードを提出し、当金庫所定の入金票にカードローン口座の口座番号、氏名（法人名・代表者名）、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードローン口座の口座番号、氏名（法人名・代表者名）、金額その他の必要事項を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
4. 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第9条（ローンカード・暗証番号の管理等）

1. 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ、払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
2. ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。
3. ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第10条（偽造ローンカード等による払戻し等）

1. 当金庫が個人のお客様に発行したローンカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、ローンカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。
2. 当金庫が法人のお客様に発行したローンカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがローンカードおよび暗証番号の管理についてお客様の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

第11条（盗難ローンカードによる払戻し等）

1. 当金庫が個人のお客様に発行したローンカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取扱います。
 - ① 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することが出来ます。
 - A. ローンカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - B. 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

- C. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- ② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - ③ 前2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難ローンカード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後におこなわれた場合には、適用されないものとします。
 - ④ 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - A. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦等。）によって行われた場合
 - c. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - B. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してローンカードが盗難にあった場合
2. 当金庫が法人のお客様に発行したローンカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第9条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

第12条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

ローンカードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

第13条（ローンカードの再発行等）

1. ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第14条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

1. 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
2. ローンカードによる窓口でのカードローン口座への入金または払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条（解約、ローンカードの利用停止等）

1. この取引を解約する場合にはまたは終了する場合には、そのローンカードを当店に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

2. ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにローンカードを当店に返却してください。
3. 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めない事項については、京信カードローン契約書、京信スーパーカードローン契約書、京信事業者カードローン約定書および振込規定により取扱います。

第18条（情報管理の委託ならびに承認）

お客様がローンカードをご利用になるとき、お客様はそのサービス提供に必要なお客様の情報を、提携先に提供することを承認されたものとして取扱います。

第19条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2024年12月6日現在